

議 事 の 大 要

- 職務代理 定例会に引続き、令和6年第1回選挙管理委員会臨時会を開催いたします。
それでは、本日の議事の進行を事務局長お願いします。
- 事務局長 塩野谷委員退任及び下嶋委員就任の報告
では、日程1、議案第12号「東久留米市選挙管理委員会委員長の選任及び
委員長職務代理者の指定について」のうち、選挙管理委員会委員長の選任
についてです。
地方自治法第187条第1項において、「選挙管理委員会は、委員の中から
委員長を選挙しなければならない。」と規定されております。
また、委員会規程第2条第3項において、委員長の選挙は「委員の中に異
議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。」と規定されてお
ります。
立候補される方がいらっしゃらなければ選挙の方法は指名推薦としたいと
思いますが、異議のある方はいらっしゃいますか。
- 全委員 異議なし
- 事務局長 それではまず立候補される方はいらっしゃいますか。
＊ 立候補なし
- 事務局長 立候補される方がいらっしゃらないので、選挙の方法は指名推薦といたし
ます。どなたか推薦される方はいらっしゃいますか。
- 委員 菅沼委員長職務代理を、委員長として推薦します。
- 事務局長 いま、委員から菅沼委員の推薦がありました。他の方の推薦はありません
か。
- 事務局長 他の方のご推薦はないようですので、挙手により決めさせていただきます。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 全委員 ～挙手多数～
- 事務局長 委員長が決定しました。
- 委員長 ＊ 就任のあいさつ
- 事務局長 引き続き議案第12号「東久留米市選挙管理委員会委員長の選任及び委員
長職務代理者の指定について」のうち、委員長職務代理者の指定について
お諮りいたします。
地方自治法第187条第3項において「委員長に事故があるとき、又は委
員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。」と規
定されております。
また、東久留米市選挙管理委員会規程第4条第1項において「委員長は、委
員長の職務を代理する委員長職務代理者をあらかじめ指定しなければならない。」と規定されております。
委員長より指定をお願いいたします。

委員長	委員長職務代理者として、中嶋委員を指定いたします。 ＊ 『指定書』を、委員長から中嶋委員に交付 ＊ 就任のあいさつ
事務局長	次に、日程２「議案第 13 号 令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙執行計画の改訂(案)について」についてであります。事務局に説明を求めます。
事務局	「議案第 13 号 令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙執行計画の改訂(案)について」について説明
事務局長	事務局の説明がおわりました。なにか、ご質問等は、ございますか。
事務局長	質疑がないようでしたら、お諮りいたします。「議案第 13 号 令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙執行計画の改訂(案)について」ご異議は、ございませんか。
全委員	異議なし
事務局長	異議がありませんでしたので、「議案第 13 号 令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙執行計画の改訂(案)について、承認とさせていただきます。 次に日程 3、「その他」となります。なにかございますか。
事務局	今後の日程について説明
委員長	他に何かございますか。 無いようですので、本日の委員会を終了いたします。